官刹

孝義錄

卷十七

陸奥 六

口 9
1596
17

1596

京都帝國大學圖書

孝義録巻之十七

陸奥國六

孝行者二人

牡鹿郡萩濱の肝煎伝兵衛といふものあり四拾年
来父につかへて怠る事なし母に孝行
尽くし陸乃粉しを海の浦にとりて母親乃命をつな
ぎ朝夕其飯食をこしらへそなへまたこの間味の
父母の口にあはざるを思ひ父母の試をうけてそ
れを煮りとこと年乃ものの行届ても父母に不いとは
ふ内に家中又他の家にまねきて酒にあうともこの食

[illegible]事務〳〵公私の用あるゝ他に出[illegible]
[illegible]を父母その人[illegible]ハ必はなく宿小あるても父母
のあるゆゑを[illegible]〳〵いゆる事なく[illegible]暑れ涼し
[illegible]ハ父の例に逆く[illegible]二夜の時
[illegible]久しき事なりけ[illegible]
安否[illegible]何ひまなく[illegible]用ありて大將軍の[illegible]小宿[illegible]
[illegible]ハ[illegible]必[illegible]乃[illegible]父母と[illegible]
抱[illegible]次の[illegible]家[illegible]行の様二[illegible]
父つゝ[illegible]見[illegible]
[illegible]ハ行の[illegible]出[illegible]ハ指庵の

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]行と[illegible]
[illegible]父母の[illegible]
[illegible]ハ行[illegible]
[illegible]二三年[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]ハ指庵[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]父母[illegible]
[illegible]父の疾氣[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]除[illegible]

夜もすがら眠らずあく病を見るとき身のよだつ様なる
心地も数知れず多くかゝる中にお淀せうの村の
内乃の方をかくし殿様又幸ゑもくるしげれば四郎兵
衛殿をうつ事ゆゑ孝行と褒やす

貞節者さよ

是門郎と云ふ関村の百姓源左衛門の妻にさよハ氣
化郎の生まれ十七歳にして嫁し十九歳にして女子誠
生まれ年ゆ義助病を患ひ久しく臥て
あるゆゑ其業を用ひけるよすがハ金ゆゑと思ひも
なりかくて十二年ハ村人のまゝ

當せうの久しく病を苦ませもいつゝねハさよ日夜に心を
し日こゝ人を雇ひ給て貸銭をうけ田畑の仕事を
せ又ハ女乃業をもひまをもとらず其ゆゑハ男の
業をもなしくゝ次兵衛殿ハ老ゆゑ其ゆゑハ夫婦
離縁ゝ父母ゆゑ孝行を尽さんとさに
ゆゑ夫婦ともに親族乃ものゝ分ケをもとらんとさに
身はいとゝ困ゝおさふ人ゝとゝ世をはなれるも
ゑんもなかりしゝいかゝ家内ゆゑあるまい
しゝゆゑ食ものやりくゝ丸つてゝ丸すゝ九つよ
なりとゝ疱瘡を病ゝ失ぬゝゝあハ善もかゝ

吏に病ハ金つくもあるまじ
世の人もはりしたるよう四人をありしと四月今出さう
あるとおるくくて親類しるからんいるふう犯罪を
みるとそも親別しるも出んをあるとて夜田野に
あるくいよ農事をつくるはつるハ男ばかり
の仕業ヤくと人らも感くいたくさたとけとるヤく
にもをかつら天の恵とあるるやあくの考ふ河の
人らもをふをかをと年をにつくて行をかるを
をうるを生つを業れうくあるを怒りをるをはをとれく
男結の仕りけひ病ら吏にをつくを後をとをるを

う絶うちよう母ハ氣仙郡よりあるのをとを経ニ日後も備を
過ぎ十年あをう重をうくに日備乃男を病後よりて
重態あるけをうをうを志をくをくをくをくをくをくを人をを對
面くけりをちん明和元年十月経をうを金をあるを
てを貞節を称賞
孝行者覚右衛門
覚右衛門ハ伊沢郡上麻生村の百姓組頭をう母八十度おに
うを高もををををうを家内も七八人の者をるれを父を
みけうを考ふををををを父岳を考を光寛をを耕
作ををうをうを迎ル川を考を約ををををを

を懷ひの事ありて汽計をはこう又につてをうら
帰うまをとそけ出ハむうをよりの事ハ馬を好こ事
ちとれ久ら私初ハ黄沢町ヒ二業乃事の黄賀
あるとあるを私しに松ハ嘉へく後ハ生もるを後行
あるくも美ちを美を美ちをうく馬にうれ乃留
自ら馬の口その市小行ゆるの事沢をうくし私族の
ちを小止宿ちを已ハ嘉ハ帰りて公私乃用とうをへあるれ
をつとに逆りゆ沢を日をまと馬市と見をてれ沢
ま使へうれうをの私の番禮ふと事逆をいまを
ちをうを乃沢親族乃ちを小をの事ちをれ私ゆるよ

送ら逆人ちハうくもをうを見て涙をうり安吉とを
ハをを又も組沢の役つを先ちうを乃ちをく
又乃組を安ちうしむ私用あるて出ちを涙をく乃
ちうを父を乃ちを涙ちうを父母を上のうをとうちをを
夫婦ハ嘉東にあるて東もを私ちて外ちうを美ちを代
小乃ちへても組ちをの事ちをうを美ちを病をうを
ちを涙父を涙ちをちうをれハ別屋ちうを涙ちを美ちを
夫婦ハ婦をの后ちうを涙ちを私族乃ちをとり
かうを事をうをを父の力を落ちを行ハもをかう涙
いまを私組を組を嘉ちをあらんをを事もをちうを

死せり其右清つら拾石九石の田畑を元年北王
川に山崩出て流れ出て石数も定に成り年々貧窮
に成男八人小つくさ次郎兵衛も貢を滞る
事なく組の中にのみもすくれ出納をかくるる
ものなし父母を出納乃事かくるもせざる
安かりし幼けれども酒和二年正月終生より今に至
へ孝子なり

孝行者

桃生郡涌谷門下村の百姓小兵衛次男にあり妻
とさはとく父母に孝行なりしかば父と与惣

兵衛こうふ次男にて他家の婚姻なるより母に壮年の
病く死し後母とも人数二十年にあまりたるに
父与惣と共に耕し田畑よりて養
物給して慰め家よりそも困窮なりしに又五
六年ばかり病後とうれ人にも自由なる成後母八十
年代にて病死なる父与惣病弱なるより支体偏枯に成
より音人となりくらしは牧むらるる成されど人の
病者を手当なるやうなるのきはとて新く安寧と
とひ食を器とはるひ父を酒をぬとめ是ハなるく縄を
るひ妻代なりて寒くとも出れつと氣みしれ

すれ有ほとこ一とをいらすふとすく常に父母の心を慰め
んと務めて此頃すらとく数のうら旅らしく養し
汁の食事乃時迄皇此りの事なりしきの人まもくを
せまいらせと以人ハ是とひあまりなしと以人をも志まゐらせ
う次母の能記出せしをみとその炉乃側まてあゆみ
或ハ病後乃間とあゆまをく心を此しめせし次
折く餅なとつき或ハ麦飯の粥せらるもあれ
ともく心を以て子ならを思ふと父に蕎麦時々湯餅のなり
父母乃外しめらを床ま持ゆきてくをし母ハ病身にて
髪も乱すところとくも旣に梳りてとん有ほとのを女の髪をり

きて此ハ人に計りとをくいかほとのなりある日にハ猪ハさらぬ
事なりし夫の家絶なんとせしをと人弟此もまつりしに此
子を引て奴をよびせしむこ其の次太郎ハ若年にて怠
ら次時らの徒那役をはさせくん手もしらいて又
妻と共もに稼穡をそのあま力をはげませとつとめもなく
貧しくなりゆきて妻ハ人に先立させ母て子なく農
業をとまし家にてはた其日のあらましかくろうさせ
年貢納物も滞る事なく迄皇乃かかるをもよく老れ
里七反余ま夫と同しく大豊村の親族のものより也と
して居なく金二分を給ひ矣あ町とて下されく皇の

子孫末の人に施せるなれハ身終やとさまて子孫まてと
乃なしかりへしたりしき善との人もあはれみさせて官
篤実なる者を感せしとせ明和二年十月銀子を
全さとあたへて終を賞す

孝行者きよ

宮城郡菅谷村の肝煎又右衛門といふものあり祖父
乃二十八年前ふと病て死せし時又右衛門か母ハ心
をつくして孝養し姑ハ十年前より目しひとなりも
常に病かちなるをよ見るも付そひてそのつかへ易かりし
なかりしに漏さすしても其志ハまつりハ須て深切なり

衣抱て姑近くの山にまかりしと心へたらせかる所ま
さ行かれひ由見てとりて山より所角をまねて妾ならす
邪めりて便まうしむ自我やうしより十六七歳の子姑を
おもひ行く他人のまかとかるかまふく老病事母食事比
好をもつ聴する決欲之口にまかせ寄附をいそかりたまふ
あり父もやりしもうへる事かく急いく御係を
いへくなすむとさ光おれくいつもしもつとしかと
さ我労をいとふ事なし又右衛門夫婦もこれそあまくひて
勇しく家中かも急名妣業の敦ましくそ我背とまとて
乃へくて祖母の身代るえしとそかれ尤ほせして拾かれ

つねは半三郎か母に抱せ孫のたくしとのゝしりて縁者よ
かしら洗意夜もとらまるへく抱させ孫まても外にもてなし
ひとしいあやまちて一夜も小児をあつかひたる事なく
或は外へ行て通ひなる事ならすかたく家の内にてはかりおく
いはゝ一人りの身となりおきさ衣服其外の事とゝのへれは己か
衣をぬきてきせ己も年五十にもおよひけるを
もとより附子もいたく弱りてかくかんなし姑の眼をや
ましめりて二十四夜度々の薬をもゆくりなく
看病に力をつくしけると明和二年十月領主より金
をあたへて賞せらる

忠義者長作

仙臺乃城下國分町の借屋にすめる甚之助か下人長
作といふもの也あるし十八歳の時大町借屋甚吉婿り
けるに甚吉婿死して子もなく甚吉婿とふたゝひ
家督して屋敷乃坏も實志なかりし享保十二年
とまずかに借屋しあるしにけれは長作今もなを
ぬしをたもとにつまかり親雑乃あつかひみせとか
まくやさけんもちからを尽くし白米を商ひ直をやすく
朝夕をはけみ夜をかくふまて屋ゆくまておく給金を
うけとらてやりくにも主人の家をたすけゆかしけり

年ゝに困窮せしを親しきものよりあひて金をとゝの
へ与へしとて煙草のあきなひをはしめしに
商ふ事もやゝおもふまゝならす賣人多く家々にて
長作か病るをまもり日二十年よ甚左衛門も病て死
し其子治三郎か代となりしに家もなく親乃同
の人数多くして家まつしく世渡りかたけれハ長作
粗も見えかねて勤居しか治三郎ハ領主の人足
方の奉公とかいひますと勤ていさゝかの役料扶持米とも
うけてしかよう長作ハいつ方ゑも身をとゝむといへ
治三郎か妻も病ミになりて治三郎ハ人足方の勤

せはしく数にかゝせさるハ老母幼子のことく病者の介抱する
ものもなかりけれハ長作草を商ひより帰りては少しの間も看病
しけるか治三郎よく孝養をつくすをたすけ長作か力をかりて
人参まて用ひしかとも甲斐なく其母ハ甚之
助とともに六年にもなりけるに長作か懐よりこれを愛して
其のちも米をかへ商ひして粗高ひなきを法くせりける
愛しことかれハ治三郎か後のつまとも娶りけるを
長作さなからに力をかりてやうやく小店へを出せり
寶暦二年に七歳より治三郎江戸にありしに二度の
留守なれらよ火災にあひ家財をも失ひしをみる

出仕の力を以て久治二年の病死もよくいたさるまを以相治之命大病をとり扶人妻も懐胎ふく悩うへに長作至て高ひる出夜を側よりさそひ二度の事まもくとりいつつ動ゝ時和ふ事ニ度小治二年終身ともめ子乃色を明ハ和に生せ〳〵文の病りよりて薬よりとり所ろ〳〵ハ病もく衰若に世をすめる上長作も医光寛へく高ひるも出行ゝくよつゝ撰編〳〵て主意を次く基に明り光れてけるを也ゝく知つたて十二義よりとゝろ〳〵ゝ意は菓子乃数をうゝ世夜ハ迄ふく豆腐のてんかくとあれ

かゝ世又ハ紫身私油なと動さ世ゝ和に産ハ迄ふく
ゝ為ゝ乃ハの機を〳〵く主人の意れ用と出ゝ
ゝ身に用ゝ和ハ〳〵ゝく用ゝ衰を主人私
古況衣を用ゝ新ゝさハ主人のゝ身ゝ世ゝく〳〵ゝ船に
主ゝ〳〵ゝ主人ゝ主人乃親族ハ〳〵ゝ友ゝ夜同
町他町のゝ私よりふゝ〳〵ゝ世礼ゝ為ゝ世ゝ世
なく五十年此行実報ゝ紀ゝ〳〵ゝ明和五巳年啓
ゝ〳〵ゝ主ゝ〳〵ゝ人ゝ賞〳〵紀

孝行者ゝ次之賞

孝行出て〳〵ゝ

与次兵衛と宮惣兵衛竜二郎町乃百姓勇り毎年二十二三
年おいう勇二家の附うの後母よりうとぬ父も九年
されよ世代ともやうせ〜うつ孝行意う次病の年八
はとさうに力をつ〜〜色病とかく其例をとる也
二夜のときもおひあのさくを用をうく〜とて父をく
ちうてたつあく後母に孝養をう後母八父のを〜附
ちを子癩病をうれへ〜小父の病をうしう離縁も
をくやをと親族ともはえ〜とを私附ら長を米十八
歳なるを小母をとひいうるる事あるとも後母ハ病と分
地〜て歩ひとけ心へをとを八離縁のるを八男ひをまり

後ひれ〜ことをとをにいを後く父ハ四を安ら〜先
をれをち後母の病をふりを〜〜ハ是もるを次ハ四を
昏をを〜れ〜と与次兵衛すを〜をいとをるを〜二夜乃
事いいつを及い次腰血をけを〜をのをほう洗ひ
をを〜を欲食をを着をを歩ひを〜を〜ろ口ろう行母
四をてを也落ふをを拾ひをとを食ひをいを〜をけ
ろう〜〜ことを次弟に人をかあを二家の附ようを歩れ
をを恩のををを〜れ〜を〜を〜ハ〜ろいひ
けを後母をかを〜小ちをを〜ハ元食のふを〜を
く生れるあをいおひ出を〜門ををたを〜後母もまを

ゑあ〜ゆゝしき次第なりと涙をながしてやうやうにとゝのふ
うらゝかなる春のひとゝせ病をなやみてあつまりくるこゝ
に岩ひてゝ義をたてうとつとめしかも見もあつまの心より
そむかず若よりくはへて人の妻となりて貧しかるゆゑに
日々にかくの事のみにて年ごろ姑孫をもてなすとまくあ婦は
かゝるさまをとゝのへるひ病者の例のようにまゝ新人を
うつゝにあくに吸ものはまてはかりをかの次第にて
婦を所ゝ嫁うゝ見も又わくよ食物をとゝ個〜
て賜ふしるしを与決を和塩竈宮修復方北日備改を
なせうは領主乃役人をつゝ移ゝ入来りて与決を賜ふ

あに宿ゆゝ村中兵をすけをとゝ治ふ叫ぶる悪疫
の者あるゝ家を役人のとゝふるもあるゝと役人へとゝ
せるゝ居間をは別屋をもつくゝ飲食も別にとゝ
ゝ清め炊ゝくをあしゝ法をもて志成感〜
て省をも人さるゝ代を免ゝくを不乃共まて此家ま
住業はれたるゝを志を感〜其風を学ひしゝゝ
明和五年九月領主ゝ内れを美〜ゝ与決を賜支
婦小金成あるゝ家をまふあゝしさゝ次第ゝ称ま
当左ゝ〜を賞ゝ

孝行者千右衛門

孝行者同妻

十右衛門八鷲井郡西岩井山乃目村の百姓なり貧
しく父小文中風の病をやみけれども耕作をも
出来ずして家の内より同村の百姓乃家へ年季奉
公をして休日ある度主人より暇をもらひ家へ帰り
薪をとり先祖二親へ供へ夜中ねもせず
暇を得ては昼夜とも家と主人より渡世をもらひ
て一筋あるいは年季奉公用をなさ次二親の為とて
烟草まきこ八俵の新を買てもてなし母も同村乃百姓の
家に年季奉公し父の家へ帰りしが十四歳の主人に対ひ家

迎に行とて暇乞すると小生なりあれども其夕暮つかい水
をくみ薪をわり奉公せしうち八畳敷の家も掃
除くうきをはらひ父に渡しあり合の紙くず乃納物の
事すけて母へと言ひ衣服をかひとりの休日ハ
ハ母へかりてくつと先母をとく父の衣服の汚れ
をとりしむ為の主人も十右衛門の孝心を感し
母子ともにあつまりて親族まで八倍軍
乃力をかりてやうくに母を身請させたり十右衛門も十
八歳の時身請しく家へ入りしが乳母へ対し奥
さまと私日とをとりうけ是八人の家此なるとと

知らく二親を養へり父母ともに老衰へし後ハ朝夕乃
飲食看病ともに十右衛門一人の力まてなしつくしけ
れハ親族組合のものもみな感しける農
業を出精せぬ一乃閑暇ハ与次郎へ合力の稼
をしてその十右衛門か孝心を感し其娘をもて妻あハ
せんとこく妹なるもおなしく孝養しさ數年を逆
へたるか屋地よりて如き孝子稀と父母をふくゆへし
りは親族朋友乃もとけを頼く屋ふくして変せす
そのうち十右衛門ハ野菜或ハ塩肴此類をうりありく父
母を養ひしかるにあるひハことを求め次郎ハ者とも

歎けく父ハ酒を好み若年よりハ貧なりし故抱落させしとなく
抱よはりてあまた父病ひの節ハ甫より出世を孫妹
をりて光くりてをくめもし孫もしき抱子ハ世ハ蕃子
孫乃顔を窺ひくかく抱の母も病あつて附よ出
甚を家の内とも病気よの孫しまさ中にあるとき給
子孫妻ほをのきさ抱へ抱さ二便の時も付そひゆきを
申し或ハ衣服の撰みてなくもあれなとなりの洗へそ池
家清らしむ食事あらも附すら次すらしむらす
とれ好よるよたる事なく夫婦ともに衣ハ蕎麦を
父母よハ古き物もて種よつまそのくりとれたる蕎麦をぬ

去年より八月病をく枕もとに弱く農業のこと
困窮ひのこと　なまてる小老もく　かくの毎安吉ととひ五
もろひとりの八郎次出たりて　首痛く世中此頃
米穀の價の高下　毎日やうかくもきう分是
さ取る時花をたつる紙帳のうちにあ
ほうくん手を忘れ夜ふけ深くなりてつまをさき
附て巨燈火箱をとりて燈り支物の表をぬきてく父
母の手をとり慶ひしく夜ふけをはつまを八郎こと
父を抱きて泣め父を氣ら〜かく〜毎日程なるまま
叱り罵まとも〜怒るをたく田畑のうもの

抜ま所をと妻八夜半の出ようの切をを更に書〜乾知く
食抱を個〜〜すくう六月ようあるるのをを私合抱と
をるの附さをうにをるもあ是八時辰の出えをを
所ようを抱をうりを出ば家〜事かをもあり紀
抜ようをさ見抱ひあれく松ひををてををを魅ま
しむ醫者に弱ををる薬礼のを弱此器抱を賣
出ようをををを賣者のを母を涙をかく〜父母を
しら出ひ所をの抜伝をを病乃金人をを行を
年貢をを納ひる年八他乃人をも早かりけを
出をををのをを領主に出えをく酒私六年八月小

夫婦より金を借り入れ来たり

貞節者ちん

熱井郡西岩井郷泉村百姓孫次郎妻つとめ
ある時和六年八月を限りて此畑を耕せ
大きなる鍬にて孫次郎妻つよ噛付き
せんとなるくるまあひつて色をなくなけ
妻のちんとつりのくもの人を殺をかち事
切つけ尾をとりて引ちるやうに孫次郎起て
を捨てとりて鍬を先に出て人を
をすつまくを支乃身をまくるから孫次郎の

害に除く事切なくるうち次とくを年の十二月
孫次郎妻つ倒を傷化鍬を者を先に功成孫次
郎とるくなる失ひ付を孫太郎に金を
あつ入をのさ

孝行老さん

江刺郡人首村の百姓太兵衛の二男八同村
の伝左衛門の娘すゑさんとの人の家のとの奥しけ
出て太兵衛八肝煎の者伝左衛門田畑乃ゆ八太兵衛
夫婦ゆ病をを出しに出太兵衛ハ肝煎の名代

そて岩谷堂といへる町ホの辺夜まきれなく酒の事
あるよ聞うらやれりれきるゆさせんのこ一人はれ
居く数ヶ所ゆ乱まきもまち太き酒ゆうぬれて股引
手甲とそれ酒飯をとそれくをくもそもむ四男姑と
り小酒をぬうう姑ハ病あるゆにてまれくゆ酒を
嘗ゆ〳〵ゆへよ女の身ゆくゆ日よ写ると乳或をそ身の
衣服をそきこのそてつきをと惜むるゆなく一日に一二
度つ〳〵ゆ〳〵ゆう姑乃酔ゆ此よ迎星のゆれてうと
酒乃ませ酒ゆ〳〵といへを拒もすゆ夫てそれ志を遂さ
しむ夜まもあれハ面を織りそ賣てそれ價銭

ゆく屋うくにをれのうし衣服をうゆをそ〳〵又を
姑の信ゆ金〳〵酒乃あるひをと償へも男姑ゆは
それ銀銭を志ゆし次男姑をゆ小酔ゆをそ水
ゆよ及ゆをゆへも夜食を用して例よ侍し夫は
数ををひゆ〳〵ハをゆ防を紙帖も男姑ゆはそうち
せををそのゆよ常をそ次して外ぬ姑の年ゆい
病ゆをそ是二使をゆやまちく右彼ハをそう
夫席とも様ゆれゆあれとつをゆも労をそを一
人とうあつひて衣服を洗ひをゆ夫密をゆ次かををゆを
とそれを落者の衣をも脱て姑よをを農事ゆも急

ら及ぶの体もいとたゞ或八歳なる木の実あれハ拾ひか
へりて留姑よりもめいうなる幸労れ物あるを貴とかるゆ
なく市乃目ともハ孫ゆくき者ゆとあれハ使のうる
きをとゝ次かゆくもかゝ先ゆゆ也業も初
始るとゝ必ずひえてゝ先そり飯も雑穀を
用うゝ人とも留姑乃食ひやてゝうゝ人為うゝり
炊きあうり代人ゆ陸しく病者ある家ゆハ
留姑ゆ若ゆ代く者病しく年貢納ゆゝゝ力を
添く年くに滞アるうけ也八明和七庚寅十月
領主ゆ金をあゝくゝ苦労しゝう

孝行者惠内

惠内ゆ惠川郡今村若宮所の百姓ゆて貧屋周蔵
父ゆり拾弐二十二石あゆりにく父ゆ得ゆう家の部ゆ
ゆせゆく者ゆと者ゆゝ易紀ゆゆゆゆ小ゆ惠内更
婦ゆゆ人ゆゝゝ者志尊ゆく父母につゝ人倫孝をはゝし
父ゆ労ゆゝ後ゆ出ゆゝゝに母ゆはゝゆゆ用先やゆ
ゆゆゆ紀ゆゝゆ家部も富ゆゝ人ゆゆ部ゆゆ数ゆゆ
ゆゆゆゝゝ毎ゆゆゝゝゆ飯食ハ粥ゆゆゆゆゆ個ゝ
病ある時ゆ紀代ゆゝゝて看病ゝゝゆ或ハ母親
後のゆとに也紀又ゆ神ゆ平ゆ結ゝゝゆゆれハ惠内

ものゝ次第なくして親族の意よりなりしを不事
あれども平生もとへをつくし毎年盆祭の時
とゝろよ出ひとつとなりて人に後者をもとゝ
毎にをひきゝあもとゝ乃至日にあつとゝ子園右衛門つとゝ小前日ゝ墓
を掃ひその日乃雑〻墓に拜〻法礼〻家長
ものゝ弟者を父の附乃ゝ毎とゝ次ものゝ
ゝとゝ生なゝ次妻生ゝる事ゝゝ家北内の老
も又生ゝ不ゝ倹約をもつて老母の生ひをこゝく
年〻〻園右衛門生ゝとゝ次生父母乃妻と

ものゝ祖母乃孝生ゝとゝ次盛ゝ家人の内よりあ
生ゝ内のゝとゝ次ゝゝ家内ゝ輝ゝ次ゝに化ゝゝ
移ゝゝ移ゝ妻へ生ゝゝゝ次ゝゝ感服〻ゝ
親族ゝゝ次ゝ及ゝ次迎ゝゝ北妻〻ゝ生ゝの嫁
妻の母ゝゝ〻ゝ那市北妻ゝ人ゝ北ゝ金
穀生ゝ入ゝ嫁ゝ家暦六年の飢饉の時ゝ北
ゝゝ北ゝ北ゝ救ゝ〻ゝ北ゝゝ〻
ゝの家内ゝ生ゝ妻の〻ゝ次ゝ貢生ゝ〻ゝ
ゝゝ生ゝ内ゝ北ゝ生ゝ北ゝ人ゝ
ゝゝ生ゝの中引〻ゝ〻ゝ賀居ゝ生ゝ世ゝ

出て死し貧しく死りの衣服調度ちと優はきく事
あれども物乃ようあるとぞ仮名さうよりまつる重箱を
うあるく人利足ともうくこと数年ちくけんてもう欲
にこのあるうに人の患をたすくるとなりとせしにうう
四和七年四月領主ようの家内より新行七ちとあるく妻
ちの仮名ちうせて寝次せう惠内後より名と邑
義と改名しこ為人

貞蔵者志ち

仙臺の城下国分町に木四屋十三郎このふりのあり
ちに孔書とちちとのりんくこ享保十八年より家ちく

此家にさきちう千病年このくの男より一人とりあり生れ
つき実成ちうあれまして光たる男姿はくく巻とつ
まくく行年ちてもすと其志より肖く事ちくく男姿とも
に死して後丈十三郎宝暦五年の夏ちう氣疫の
症を患へ病より外ちに数年十九日ちう死病おこう
しけちうう自ちも吐ちて数々の食物も著とちう
ちくめ二度のけを記仏とちちけく着病ちうこう
ちうの烟草とも吸うあうとこせ所を抜く吸ちう
主旁とうとて所家ちとうの家ちとこくくもちに銀銀
とちうくく絶ちて出病より氣もむすわくれちに

えんくに腰枕をやとり心よく坐をはなれ腰
をおとしてゐる水流をうつし事まて吏のいひ法くるを
きゝ次武ハうつくしさくかるとなれハ吏と巣
子をすゝめ給ふ子たちと和ちをしひまゝうか
ひく不用を辭せり丈人ゐたるを已一人ハかとをして
子ハ十郎ハ山にゆくこゝろ事ゐ〳〵けるを武ハ小
抱きゆゝ〳〵けも吏乃夜ふく二度ハ起出るをあ
はをの自さ先乙事と忘れうと裸身ハて夜床を
いてたをくをさ法ものをふるをく吏の移ぬ
るまゝ行ハ終夜抱ゐ〳〵ゐあ〳〵ゐくゐを皆も

法ふるく事ちく大風の時く房風をゝてゝくかこひ火
気ゐれを者ハをとをくをゝ法安ゝ〳〵ゐけう
十二郎ハ妹を武ハ二ゐ妻ゐく国〳〵屋敷
乃内ハ僧屋〳〵ゐ法吏乃ハ〳〵ゐる時を童子
ちをとゐを気を国ハ吏を部の貧きを法ゐてを武
公を男をゝるを思ひゐ武妹のをとゐ賜をるを
ゐをゐちゐ〳〵すゝめ〳〵ゐ法吏をゐくをひ〳〵と妹も其
志を感〳〵て折ゐハ哭ゆく法をゐ明和八年の法
妹を兄病ゐゐ〳〵ゐ武ハ病ゐをゐ〳〵ゐ病の法ひハゐと
ゐ〳〵ゐく十二郎ハ小ゐ人供食二度ハゐをまても

数十日ありて更にてくゝ奴抱せうの子共十余年の妻共母も
病ひて療治乃方手段に尽るように成ぬ
とおもはれるを近へ寄て貢病しいさゝかと嘗味をかく
事なく町役勤役とも小使迄おく納め勤の内七人
乃子共離散せしこゝ迄くしけるを共妻を病ひ
ゆく始を手を手段尽もなくつゝけるもあり
やうゝとい共そうも一人幸男ゝ迄他人にそゝを
かるゝ事なきを安永三庚八月頃迄どうか全を
あゝ人迄者決

孝行者十六節

仙臺の城下新伝馬町乃傳屋ふせ先ゝ十四年を
わ中を領主乃武士佐藤定之助へ奉りし此町にうり
高付地屋共ふ共高ひくく世代ゝ一人の老母を養
へうと勤ゝく記て商物を買ひ求くゝ家にゝて給仕
をゝゝ高ひよ出ゝと人も付ゝよ如ゝて母共
安寧ゝゝ乃病癖を屋ゝ付を定ゝ抱
ゝ高ひゝ物出ゝを日共ゝ後ゝ世を病
病癖身のゝゝにゝを足ゝ人ゝゝ乃病ゝ出ゝ
事ゝも出ゝ直表ゝゝく母の例をゝゝ出ゝ屋表
難ゝと他ゝ乃ゝ価ゝ出ゝく母共ゝゝ表ゝ

問へ〳〵母の酒を好こうの段をとゝけ求めあるを見
孫〳〵さ者とゝ見れを母乃ちつくこと作ることをとゝのく
人ゆゑこゝ次云ちうに進りけるもかとうの貧し紀家
ちうゝ野業乃高ひとさく盛りけるたつるく銀若
小せまりうるとゝ白米佐渡精麦もあとれこゝあ仮
米成あゝ人〳〵にうるとやりくに飢渇を防ぐゝ也
り食とくゝもなけれゝ母の身ゝと信ゝ上てくあ
きく光暗うゝあ後ゆゝ出れく拾ゝすう業をとう
米成解くい祈〳〵年ちくく二夜の時ゝ出ゝけゆゝ
けうゝひゝ資物をけすゝあゝゝ人目をつゝゝ出いく

洗ひすくさ母の石服めうゝ事にけゝゝ乃ゝあつゝて出
せもゝめゝ〳〵ゝゝとゝゝあかゝう〳〵ゝ出ゝにゝるれゝ
花ゝゝりゝくく行ゝゝ人の多ゝゝを母れみまれ〳〵ゝこゝ生
家ゝ清次乃庶をうゝあすゝゝ其身も弱ゝゝ出ゝう
慰め〳〵ゝけは家ゝゝゝれ意ゝを感〳〵母をハ家業にま
を出ゝくれゝ出ゝく世ゝゝる業ゝゝゝるゝてゝゝけゝう
ゝゝゝゝくも母の例をゝゝるゝ新ゝゝ志のひゝ都ゝの盛衰
の間ゝ梅桃乃花ゝゝうるけゝ母代れへあうきく
樂酒を又ゝ花のゝゝ延ゝゝゝゝ病ゝゝゝゝうゝゝ者
とゝゝゝ人酒をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ慰めけゝゝ喪ゝ

空俵ぬ薪を割るなとも母の傍をはなれん事を恐
近きをかける人に逢てしき母を伴ひ菓子なとを
もとむ母ハ寺より出んといふにあゆミかねるときハ
手を引出して後ハ背におひもりぬ十五郎か婦ハ三
長右衛門といふものゝ娘なりしか家貧しくて事支ゆるかたく
奉公に出しをほとなく重く病しかハ十五郎か家かへり
むかへこれを看病し死せし時ハ葬の事まてあつかひよろしく沙汰せ
祭礼なとある時も志れ婦乃母をおひゆく事なと絶
ゆかしく他人の見るをも時ハ伴ゆくことなし母中風乃
病に深くしてより足も自由ならねハ朝夕乃食も匙し

かひてやしなひ暑氣の時ハ食をさまし寒き時ハ己か懐にあたゝめて
食ひさせ湯なとも快く食ふまて待て母の食をすゝむ
後にハ己も母の食にかハれるものを食ひさくいかとも
けふかしこそ沢負しく家油にたとひへき母なれとも
うら淋しく夜もすくらに事を忍ひて夜あくるまて燈火
を消す事なし母の病重くなりゆき鼻血多く出
氣絶なとしけれ年六十五歳大きに驚きれしを家主
も十五郎か孝心を感し醫者を呼ひて妹に志らせ
しに妹も母の病ときゝては来りて夜中ハ来れ
見とりれとも十五郎か孝心を見る見るし人まて言

名字姉の女市郎兵衛も公を流し十郎をそそのかし数
性乃方へをこゝろ掛ゆゑ親類一同と相談ともにつり合ず外
より縁をあつかひ添まゝ夜も昼らゆくいぬる事
かゝ家主も十郎ふすく先へく妻を先へる者病の
そそのかしこゝろとゆゑに先乃方へ二人まゐりむこ〳〵母
のかゝよりかゝ〳〵やうけ出ハ今さらにむりつゝとゝ
先たるものゝ中ふ人事もちつかゆ〳〵とくらけ
ふ次家主より仮名を拵出ちかれ主人より拵出
やてうきゝ久借屋の賃も滞る事ふゝと母と出ふ
きゝけよせよとかへやう〳〵ちたゝひ婚してやりくよ

きゝけとゝ者〳〵さまゝより〳〵はゝ上ゝ出ゝ安永三年
八月領主より御義〳〵者金をあつふ
者仍者出者
黒川郡志戸田村蒜野村蒜袋村高田村の所賀役を
つとむる者とゆふものあり先祖より代〳〵此役を勤ゝ二百九十
度ゆゝ及へり者者二十三度の時より父者の跡をつぎて
ものゝ〳〵を敬ひ下を憐ゝ慈ゝ者ゝ故八日村乃長。
感服〳〵者者ひのゝ〳〵ゝ故ゝ村ゝ〳〵ゝ
者とゝ〳〵何事ゝ者ゝ
者ゝあれハ出所ゝ

始くゆれ〳〵その頃てゝ小父兵庫殿に行く烟草盆
をうさせるとて母さて目をもうる妻やるにつひ
をゝ見てくる水をはこうをせ夫婦〳〵あ父乃麻をもの
絶入ぬるゝ時ゝ見をゝさてまつゝ食をおはへう事右
婦つゝ子と義太郎こつ人義太郎夫婦も又父事も義ゝ
四ゝをゝ手按摩をゝくせゝ〳〵は姑父の〳〵移んとゝる
時ゝ必ゝ見をゝ事あさすりて吸く外させけう事奪
和に出人とすれゝ事奪つハ杖茶屋まゝくゝうゝ人
義太郎を信ゝつゝさせもゝ〳〵義太郎行ゝゝうゝ
ゝ見ゝ者をもてゝゝ事ゝゝ和に行ときけて茶屋まて

をゝ和ゝけをゝ時ゝ義太郎兄弟に命〳〵ゝ出迎ゝ
〳〵母は大医おゝ〳〵病ゝ乃中も腰義
に力をつゝ〳〵病れいまゝをゝ〳〵ゝ仙蓋ゝ
乃和せ醫者をゝ和ゝ〳〵腰治せゝ〳〵其月八ゝ
多ゝ義太郎をつゝ義太郎をつゝ看病ゝ多公勢ゝ
とうゝ〳〵時ゝに安吉とゝ姑病をうゝ〳〵ゝ
むゝ〳〵ゝ義ゝ一度も常を出ゝ事ゝ〳〵ゝ
むゝ〳〵ゝ和ゝ事右衛ゝ〳〵ゝ小ゝ人ゝ二日ゝ飯を
をゝ〳〵ゝ百ゝ〳〵墓ゝ事ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
月ゝ〳〵ゝ忘日ゝ八ゝ病ゝ〳〵ゝ精ゝ〳〵墓ゝ〳〵ゝ

日光祖乃忌日も海こかれたるこ人ともやうう
ゆゝて礼義とあはくゝ公勢の事につきあ村乃
ちうう事ゆるりれあれ滞りるくこれ用を多人つきこと
まるをかとたれるの好ゝ貧民のうちに年貢納ゆ
滞りたこと多のうちを人納くけうりほとくり以
こゝの成ハ金穀をうゝいるく人又々彩りの金りかこる
りれこ僕ゆ滞ゆこるハかりかるく人ゆこうてこれ勤を
緩くゝ火災ハあるゝものを恵こ水たらこる村ゆハ
池をわう百姓の亂つ繁まんとするものあれ力をこへて
こう法を婚姻乃時ゆこくゆ用ハこれ申けく

これ事を遂ゝゆ山年の内々穀物を出す村ゆ村くれ
急を救へう申へて父母ハ屋敷つのこと父母小麦あう
公勢も又こ給ゝこれ拾へ宝暦四年に領主くう出羽
を褒美せゝ事ありし安永四年十二月出羽
羽織地乃こゆ父母屋敷つるを打ゆ思ひる人ゆ麦
せり

孝行者平右衛門妻

登米郡狼川郷本町乃百姓平右衛つ妻姑につ人ゆ
孝ちう姑を氣つこれ生れるゆ緩急なるをつくかを
真心にこゝく事おうさ十二年前ゆ姑中風の病

小海しくるを自由なる次いまく氣さ〜かくなるを如
丈人毒性病用をもやうて つきまく人物なる事に心を
罵りをもて民を勝手人間を重とやかくとせ矣さ
ものを知をもてこゝに陥りてすきさらに人事
なり親族の吾内をとゝに又を林佛ようまりはるをも
始乃ひるまりけを八人て出るるなく或八始より出る事
をものるまりを外に出るをいるをとせんきこゆれを始りゆるせ〜次
をもを次をを身外をやまちとををを紀手をを満つ八
旅人を屋をて世代をを多を私人の法をを身乃

を私欲合を調へ〜中ゆを始乃始りををを乃ゆあ
りをて〜をりをひまを旅人のををもをの失へををすれ
を或を業数をを〜て〜を〜を又は旅籠屋を
減〜をいをを乃を損益の事にをを次事を始の意を
数をむををを人やをに人を少を意せり乃意を乃を八始を
けを潔を事を好を日を乃小物より事を湯りを
洗へ朝を度行ををもを物をかをを水を始を
て口中をを紀をの乃業を脱をる事をを次を小
をに漬物の絶をを乃やをにを〜を意をををを
をを〜を〜を〜乃食を公を事を始を小を乃

時々に姑と小姑とうるさく口小言を言うに堪ず日を経日
を重ねて姑の口よりも人をも思ひしもく
困して食を免食ハ併し温飽の余にうるおれハ
つゝ有り事思ひかゝるに家貧しくて
かゝるひまもなく年古稀つも又孝心乃者
なれと母の姑をうれを絶さすに養ふとて夫の
妻にもてこ亜つもよ事かゝるやうに切成てやう
姑病小とうとも夜と休ずして献のとり人か
もとも少かるとも夫一人まあはく生活
こゝ也夫婦ともに移り住ませ

事なるに依て年右馬丞女子一人ありしう妻は看病のゆ
ゑ小のこかりなる家事も切りつまりて暮しかたき中
年間く家に至りしと聞て嫁うせよと母のいふ
まうせども志うやうしは妻一人の看病してます
く親類とかく縁なる因和田医に年右馬丞妻
兄病くうもしゆ妻ともの養ともに墓まうしても
世間わりけをを始に志うく此年死うり秋を
せんとまつ間のあうしかの始成りて志うう
くも立帰るやいなとうも先なりもなうう
はうとれとうもしる事なり男八拘乃道理なる死

まへくのまそつ終く年右馬丞妻の孝心をいかなる
病者に事ゆをいかれと始の老ひをるにく我身此
るを年右馬丞間ゆ歩て立てよとうまつ小なるとも
とうとうるに依孝養怠ることうは領主うう
安永八年四月年右馬丞を称美し妻小は金成
あるへきうさ

孝行者千坂仲内

千坂仲内ハ武州の大野英ゆう宝暦十年ゆ父
半左馬より隠くく其後とつと先くに仕事ゆて又
乃意に背ゆ千ゆ勢志けくこつとも孝養をかく

事なくつとめ父の心にそむかぬやうにと
出るかせぎに人をやとはんとすれども
と絶えつれども衣服はけがれ炊ぎもの絶えく
なりぬれば妻は脚炉の火を絶やさず業をすすめ
夫人を養ひまく朝夕の炊ぎを外はく夜具を
おほへ裏を脱きよ心をつく朝は牧の日さむき時は
乃火をもやし夫を脚炉の火をおこし炊むつま
うかて弟履未履ぬを見て而乃後未履
ぬ流つたるハ吏婦ふうに拭ひ落しく下紙のまと
生涯事ふしをの勇吉も又父母に仕へ隨ひ祖父

へ孝岩忠ら次仲内公勢此ものにかはりて出るも
あれを仲内ら妻子乃勇吉とともに公をたすけ奉仕し
家仲内ら歎ものあるは異なる事毎に久しく病ふれハ
仙蓋にゆしく薬をくしう時くよ安吉とと
ひくらを孝道の意を以て次病つよく寒のゆきけ
るよ志戸田村乃肝煎半左衛門と仲内ら兄弟の孔八毎に
半左衛門ら来ふとて病を尋ねるを公勢此
ものまをうこを一日毎てく起居をうかゝしよ終ぬ
もるしくあるしは吏婦ともにふうをけを兄の家よ
行居る涙のうをを拭ひよ涙ふう父孝を

て為りて孝行志とけるものをつを支婦しを
公なかくを氣をとうかひてま先やうつ義をけ
くをを父を少ふくたりきつをを人の更あはく
同く肝煎乃者小を礼義をこう次下新まくもこを
男小比をを新事るくをうくを敬へちをやくは
こうをくをくを公勢れをにつをく源く新村の
患を考へ費ふをを其分乃労をこう次山川
道路の修復を意う次郷村のうちに穀を賜くゆ
をく山年れををけをるくを貸くを村里ゆ仲間
うをうを云をくを新作を穀をくを又を金をかりを

をくを多く及利益をを次くを貸をにいをくうはく
納れをくを公納をかくくをすいうをを小所貸金に寄る
者あれをを公納をを男れ公事れ繁をを引をを次金ゆう
貸へ導を百姓の家破をるものあを八金ゆ為を或を
かくを力をたをけ寺院の火災をかれるをも又を
力を導く再造をくをを多うを同郷吉昌町の内貸く
くるうて苦をくを仲間おをたをく人数九人の力を
あを也金千両を領主に出くを利益ををく年を
小所の内をくを当をうを人を貸を敬毎年ゆく
乃をく郷中れを平を四を見るくを八を乃のを大

病をうれへ肝煎公儀一ぬしの神
仏を祈り甲斐あるべきていく程なく平癒せしと
安永五辛七月領主より仲間へ持高の内十石宛
御小あつらへ人足徒小人組扶とふ苗字帯刀をゆる
し妻をも称美せしむる

孝行者慈右

慈右は江州彦根片岡村の岩谷堂町一日市町の借屋に
住せり長女弟うるせなう家貧くして父を目とし
人に傭とされ又八馬の高賃をもとに出母も日よりて
暮して世をすごせり祖母八十歳にて目しゐ

病にて公のまくもぬを夜食をとるに心をつをて母の苦
労をこなうらひ慈右まつ十四歳なりしよりは父母に
よくはたらく心を移し結髪をとり藍染をとり紡
績をなす人傭うあれハ小ぶをうりとる母と祖母より
活をむくなり春夏ハ馬の飼草秋ハ草をとりこの
賃をとり或ハ人小ぶをもとめまたくつを織をなす
もとをとりれこれをもとめ祖母のために寄すれ又ハ
烟草代料をあくけり母も人をすれるのゆく
姑をうくつ人自を向を出て来て折る形く立八体
をもの勤をなうう姑の拭をとるもく煙草をすく

発近代ワラに音曲をとりまぜ姫を負ひ紙くき
を束ねて例より始めて多地〳〵茂八数を追ひ漁をと
ら労を尽ハ庭のたに菓〳〵く寝ゐ者〳〵ちりさの
ちを紙ゐ代りて二便に糞を汚さんるををたし
ゆうの人法ひをよ発けり安永七年六月廃をうう
寝ゐて恵右と母に金あ〳〵ゐ事ちかあう

孝則 右衛門事

右則ハ牡麻新田地漁の百姓なり父右を勝ハ海上
乃漁を業として世代ゐるに二十六年ゐう
ト海の底ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ者ゐ

左ゐ右衛門事ニ男二人居しに右衛門事十二歳の時ゐ
ゐ陳乃めとく東小漁の業をなして父を養へゐ事
今にゐて父乃ゐ病を上ゐ病ゐ
とゐ病を気みしゐ小ゐゐ怒りちたけとゐ小ゐ
ゐ遠を決父乃病ゐへをゐ費をと
ゐ決ゐ意に但をゐとゐ家貧しけれをゐ兼
食を業とゐをを父ゐ病ゐの仮をゐを同ゐ業
ゐるゐゐ事ゐて病ゐ さゐゐ母代求め又
酒を好ゐを八ゐゐ日ゐを小ゐを沖ゐ
けをゐ気ゐ人を無海ゐ出ゐ

ヲ[illegible]て[illegible]ち葉[illegible]毎二三日[illegible]
陸の家小酒肴とあつけつくり[illegible]人[illegible]
ひとをなく或は海乃上波[illegible]日と毎く家に
かくらぬ[illegible]れて酒肴よ[illegible]て夜殺家財と奏
出[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]吾所平立[illegible]
其男[illegible]ぬ[illegible]父に老[illegible]
[illegible]ひる事[illegible]
[illegible]父乃[illegible]
父[illegible]
へ[illegible]人の[illegible]
[illegible]

かつう市町まゆく時に菓子[illegible]と[illegible]親族
[illegible]迎[illegible]乃[illegible]吾所平に[illegible]
[illegible]父[illegible]
[illegible]に老[illegible]父も
[illegible]の女[illegible]
[illegible]て後[illegible]吾[illegible]父の[illegible]
[illegible]に薬用の費も[illegible]家
[illegible]漁の業人[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]に[illegible]父[illegible]

いつまて一門産業を廃して住居ひとつ入たるなれ
柱を削りあやしき藁囲せしは心ある人も嘆きをとゝ
高吉郎平も深く悦ひてかれ是も貞女夫婦の
同居をいとひ家をとなりしに近隣よりいたく信実せ
さるにいつみとも父兄人をそへて其のまゝと深くいたはる
ても飲食物を調しくよりく吉兵衛よりもてなし
益なりつゝ人々もかはる吉兵衛も心をつけて旅からしさ
物あれハ貞女夫婦はいつはりなく人養女夫婦もまた
吉郎平か志ハ感しゆえくまれ先を思ひの外
忘れすみな睦しく暮らしをおくり候ても吉兵衛か

妻はこの家をおもひて後住の源乃惣十郎と呼ぶ
わかく妻となりしより吉郎平夫婦はたゝしく婦道
実の母よりもいたはりとなしこれをみな人ほめたゝへ
惣十郎も貧窮なく妻は蓄をへ衣類もみな絶え
吉郎平か夜床ぬくめて母を起こしてより機織
葛の衣と織り母の出花をつみて人々ゆるして札
を述へくかへりしまて物をも蔵もかはれなく同村の
組頭をはしめ隣家の老若まても評判ほめける
安永七年十一月領主より金銭あたへて賞しける

孝行者　佐茂久三郎

佐夜久之帝八宮城形陸方廿六町美濃国四十五石
にまつり代々孝行の者
なり家のさま父世子に対し孝行
なるものなく死して後画像を持仏堂
にかけ毎朝毎夕の如くに敬せり母七十五
歳にて病ありて氣をうしなひ日暮ぬ
さて扨は母君死にたるかと久之帝いとく
うれへて医を公用をつとめ先祖を見もあり涙しく
看病をしうるに程なく病ひ癒れるに程なくといふ
ぬるに程八久之帝小なるうちより世をはりせしう病も

けしく扨驚き多死対をうつる母を抱き居て
やうやくあるを面ち貢米をあらためく久之帝の例よりあ
ぬ程なつまくるうとあすうとあすに程なくれまるもとひとれて
大変の八例をさきに次をいのるを喪もまつられ
ふるうひて走とともに母の外およいのるく夜中
まも抱絵しく驚きを多の戦よりあくれ第毛と抱て
母にこもりうこ病にうつあを庭ふもおりたはもう
なりを祈を祈よ抱く日を小異なる祝をとり出て
母乃身をうつ右くむつ抱よ酒をあれうつ八みは
うう看を例のへ乙八のまうをとを抱とくしく美ひう

まゐりて常々にもいむことなく初瀬にも毎月くゝさまゐる
是はかくいふ事あらしたとひ母の他の家にあり
事も手足の爪より髪の毛まで落ちたる
をうに心を用ゐねりそれ旅宿にかとそと父母の方
を語るに次郎も二親のいかさまかくあへていぬるを
なつかしいかもしく母の長命なるん事をといのり
しに逆修の石碑をとりたて長生するとこそぬれと
若母の心よりさいはひするもあらばいかならんと父を
同しく画像をうつさせ母はたゝそれとくおさなきこそ母の
為いまくこそまさぐ修行もに出るもあれもなかりけり

それ居る心かけあり然の脈をとさせんとれる母此に病り
志はし医者を迎へしにきたりしとあり程に
妻子の手まの何を食とくいとわそうるなるまもなく
んとくに公用も暇とたひく行かけるそひ松島塩
釜のゑとるりくるかほ人々とまうけぬ人しこ母の
つまよりせし手つから旅の弩篭とはそのまとすゝに
若なと松嶋のかたりみちからせ神前に祭礼なとあ
まする二十日もとておもてつく陶を鶴亀をとのゝ
きそうさ母をこれも久三郎父子にくうるしく思ひ
あつさけつはの年のまうこ病おりてもなせは久三郎

[illegible]ること難しと日数廿日ならず一日一食なれば出服の出
湯殿どのの折りをしよ結願の日なりとその志ならんと
[illegible]ばく生なりぬ母北山より出るく蕨なりんと云
[illegible]の肥[illegible]なりて行[illegible]なりともてなし[illegible]山
乃[illegible]くを紀を[illegible]を又取[illegible]ひをぬしゆ[illegible]
[illegible]なる日をなりて[illegible]北小川より毎とりへ小魚をすく
ひ或は塩釜の沖なりく魚釣りをなりむ乃
[illegible]を五月末陰[illegible]家とりなく上り八日後ひ代
まりけ[illegible]なりなりめをしなりて[illegible]
[illegible]なりとなりまりを冬[illegible]を紀より八[illegible]を代りて

代[illegible]をなりう母乃[illegible]なりなりを[illegible]
なを免[illegible]二位のなりも[illegible]なりのなりかけなり
なり元[illegible]ひ衆の中なりとあやまりて家をけなす
半[illegible]れ[illegible]なりに[illegible]なりて行なりくなる[illegible]代書代
なりくなりて母の家なりくなりを目のなりんなりと
なり先祖の墓なりなりを[illegible]なりなりを[illegible]と
なり[illegible]なりて畑なりへ田畑乃なりを目なりにつけ
公用なりく出入なり行なりなりを[illegible]なりなりなりく[illegible]
なりなりく[illegible]八雷地震の時なり必なりくなりけ
[illegible]なりも多なりけ[illegible]なりと先祖なり農業なり力なりなりを

[illegible]は不仕乃撰[illegible]人を移り[illegible]年なく[illegible]
[illegible]にあひ[illegible]こと年貢[illegible]と[illegible]
八年以来より早[illegible]郡村用水[illegible]
[illegible]て面[illegible]伊勢乃[illegible]
[illegible]
[illegible]中北費用[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]天明二年九月領主[illegible]
孝行者幸右
[illegible]橋屋幸右ハ仙[illegible]乃城下寶光院門[illegible]
[illegible]検断[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

祈きう地震火災の併をそうけ切てせうう
其日の中よりあるかるれハ和よりうくもゆ紀く母の
ふと安かりしか或ハ夜ひくくゆあて墓を湯うゆ人世
乃戸さしかくむをとを表に出せ板格子ハ戸窓くり
四のさあをとうかひくれかうとう幸右ゑ妻を病く
うせ年こにまつしくあうゆ紀をとと親族なの
力をかるゆなく産業の足しをるかとうもも
母うしこをうしうら幸右ゑ祖父母と父の忌日
ゆ月ゆくゆ幸右ゑうもまもとをを和ろ
墓ゆをゆを物飯をゆうけ兄弟の中ひつまく

語らひ位牌をも拜礼せうう幸右ゑハ日とうり
書乃料ゆくく十歳二年ゆを牌者よ人ゆれを
ゆ向くをとうゆ父の墓ゆ行をゆまうをくゆ事
二年あるう大やうハ和くゆうをく寺ハ門ま
をゆうくれをゆるをまをて墓を海くゆ或ハ和を
くゆるゆをゆををして日くををくゆをに門をくうう
ハくをゆ方ゆくをあつあをくゆくゆけを脚ゆ痛
あうくゆけをつをくゆ紀くうを脚をゆうを
幸右ゑゆをくく一日にををくゆををくゆもあうをす
墓を墓を拜するゆあゆ小父の娘人をゆををつを

かく孝行なりとけれども天明三年十一月終生ち
重代あつく称せり

孝行者くに

孝行者らく

仙臺城下青町星屋伊助ら抱屋敷よりも
三間あさ奥行拾間基盤こりて孝行あり出れり
十二歳より紙すき賃稼ぎ母を養ひ
ひ貧困なりしかども父死し後も母を養ひ
はぐくみ世話なりとて二親を養ひ初
さるとおもひたる故中ち江戸に出て

病ある故父子の如く母を養ひ
こと年に成り病ひ重くなり
小金銭を得ん為に父乃若物天明四年
痢病と患へくよ醫薬の数も尽くしかく求め
しかども手代銭費用もそなはらしとを憂
乃ものくあるもしくは助をしに遂ようせりしか
莫のまさをもつて姉妹ともに女の業をつとめ
貧銭をもつて石得をもて建そうしに用ひ
やまいさるの母はいさゝか生をたすけ
て塩釜在町なる七兵衛乃ものしに嫁のしに天明四

年に七十餘死し後婦のみ小かつ生る
娘乃媒をもつて母はそれを取て
しうと姑とふ孝はくうんのおそるれハ婦も
をれ志成感して其嫁乃事をとり先人をいハ
せく孝養せり永日も絶乃つもりくなりしハ
婦をそなるおとこなせ又をのこに扶給しく
母の心を慰め酒をぬすんでつゆ求こゝろ姑姉妹
ともに酌をのてくかく母の祝くを友と拵
く楽まし心ゝ弟をとゝ〳〵科又を酒乃便
をもてはをまのたるせをもうれ孝はいをの便

錢を給て是を以ゝ日々の食物も母乃ほゝる
へゝ成間へ老く齒もよゝくゝしゝなをくてやを
らゝに調〳〵魚を貴とをうこゝすゝ母に寺詣
若ををうをり出る時を姉妹もにつををひり
或を一人のをり出をれを出むをくかゝれ
又母乃病を好めをををくに着病〳〵二夜の
時ををを門をくたすけををを病ハ治〳〵かゝ
ををと医者のいをるをををゝ〳〵ゝを三年にても食を
ゝををををゝ〳〵ををとをゝ〳〵をゝ祈願をゝ〳〵をを
を甲斐ゝをを屋をゝ〳〵に生ををゝ〳〵ぬ寛政元年

八月領主より姉妹ゟ金弐あて人ゟ賞さ

孝義録巻之十七